

2018年（平成30年）7月26日

家庭教師のフォローアップ
代表 小林義和 代理人
弁護士 羽原 真二 先生

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階 D号室
電話 082-962-6181

FAX 082-962-6182

特定非営利活動法人 消費者ネット広島
理事長 吉 富 啓 一 

ご 連 絡

前略

貴職作成平成30年6月20日付「御連絡」拝見しました。

かかる書面によれば、「少なくとも平成28年5月以降は、連絡人は、全く営業をしておりません」とのことですが、当法人に対しては、貴殿の平成28年5月以降の営業を前提にした情報提供がある旨をお伝えしておきます。

また、家庭教師フォローアップは、貴殿を代表取締役とする「株式会社 e-PRODUCE」（本店：岡山市北区中山下一丁目7番18号）にても営業を行っているようです。そのため、「株式会社 e-PRODUCE」の従業員が貴殿の預かり知らぬところで家庭教師フォローアップの営業を行っている可能性も否定できないため、ご確認をお願いします。

いずれにしましても、当法人の指摘を受け、貴殿においては、今後は、問題のある契約書を使用しない意向であることは確認できました。

そこで、当法人と貴殿及び「株式会社 e-PRODUCE」とで、別紙「合意書」を取り交わしたく思いますので、ご検討をお願いします。

草々

(別紙)

合 意 書

小林義和（以下、「甲」という。）及び株式会社 e-PRODUCE（以下、「乙」という。）と特定非営利活動法人消費者ネット広島（以下、「丙」という。）は、甲及び乙が使用していた概要書面「以下、「本件概要書面」という。」につき、本日、下記のとおり合意した。

記

第1条

本合意は、甲及び乙と消費者間との契約に利用されていた本件概要書面を改訂することで、甲及び乙と消費者契約を締結する消費者の利益を図るため、本件概要書面の改訂内容を甲丙及び乙丙間で確認することを目的とする。

第2条

甲及び乙と丙は、甲及び乙が、今後、別紙契約条項目録記載の条項を使用しないことを相互に確認する。

第3条

甲及び乙と丙は、甲及び乙が、今後、消費者との契約締結にあたり、消費者契約法、特定商取引法、民法の趣旨を踏まえ、その契約条項の内容を検討し、これを用いることを相互に確認した。

第4条

甲及び乙と丙は、本合意書に定める他、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。

甲及び乙と丙は、本合意書を3通作成し、各書面に相互が記名・押印のうえ、各1通ずつ保管する。

以 上

2018年 月 日

甲

乙

丙

(別紙) 契約条項目録

7. 中途解約…契約書受領日を含む8日間を経過した後は、役務提供期間終了迄の間、以下に定める解約手数料を支払うことにより、この契約を中途解約することができます。(役務提供期間中あるいは終了後の関連商品のみの中途解約はできません。また使用された商品や汚れ等のある商品は解約・返品できません。ビデオ・DVD・CDについては開封済みの場合は解約・返品できません。ご注意ください。)

① 家庭教師またはネット家庭教師による学習指導

役務提供開始前 20,000円

役務提供開始後 50,000円又は

授業料1ヵ月分の対価のいずれか低い額。

② 関連商品

商品引渡前 19,000円(契約締結及び履行に通常要する費用)

商品が返還された場合(注1)

契約日より1ヵ月以内 商品価格の25%

契約日より2ヵ月以内 商品価格の30%

契約日より3ヵ月以内 商品価格の35%

以降、1ヵ月以内につき5%加算(上限90%)

商品が返還されない場合又は使用済み・開封済みの商品で商品の価値が無くなったと弊社が判断した商品については、商品価格に相当する額

注 未使用のものしか返品できません。またビデオ・DVD・CDについては未開封のものしか返品できませんので、ご注意ください。解約手数料は返還された商品の金額に対してのものとなり、使用済・開封済等の理由で商品の価値が無くなったものについては、当該商品の最小単位ごとに全額のご負担となります